平成２４年（フ）第２１８号
大阪府貝塚市小瀬１丁目19番２号、前住所大阪府貝塚市澤1054番地
破産者　興明こと李憲義こと　大田　憲義
1　決定年月日　平成24年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第１６１号
神戸市中央区熊内町３丁目６番６号
破産者　ウッズマーガレットジューン
1　決定年月日　平成24年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１１８号
兵庫県姫路市西庄甲687番地11、従前の住所兵庫県姫路市砥堀817番地１銀の馬車道壱番館Ｅ棟102号
破産者　竹内　幸代
1　決定年月日　平成24年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第３６号
奈良市学園大和町５丁目769―１　サンパレス大神207号室、開始決定時の住所奈良市学園大和町６丁目1542番地の392　214号
破産者　南山　修二
1　決定年月日　平成24年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第１２０６号
広島県安芸郡海田町南堀川町７番４―11号
破産者　藤井　　明
1　決定年月日　平成24年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１９９号
熊本市中央区新屋敷１丁目22番11―301号
破産者　本田　雅久
1　決定年月日　平成24年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第７４号
鹿児島県鹿児島市高麗町15番１号
破産者　吉冨　龍義
1　決定年月日　平成24年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第１６８号
北海道登別市新川町３丁目16番地25
破産者　蓬田　道夫
1　決定年月日　平成24年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２３年（フ）第５２３号
開始決定時の住所北海道旭川市神楽岡６条５丁目６番12号、住民票上の住所北海道旭川市神楽岡５条６丁目１番16号
破産者　佐藤　理奈
1　決定年月日　平成24年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第５２４号
開始決定時の住所旭川市神楽岡６条５丁目６番12号、住民票上の住所旭川市神楽岡５条６丁目１番16号
破産者　佐藤　圭一
1　決定年月日　平成24年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第５３号
北海道旭川市豊岡２条６丁目３番９号
破産者　松尾　大輔
1　決定年月日　平成24年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第５４号
北海道旭川市豊岡２条６丁目３番９号
破産者　松尾千亜紀
1　決定年月日　平成24年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第８８号
北海道旭川市豊岡４条５丁目４番５号　ウエダハイツ202号室
破産者　黒田　孝博
1　決定年月日　平成24年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２０３号
北海道旭川市南８条通23丁目1976番地の183
破産者　宮ケ丁裕司
1　決定年月日　平成24年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３２号
宮城県柴田郡大河原町字新東10番地１　太田コーポⅡ―108号
破産者　階上　　親
1　決定年月日　平成24年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所大河原支部

平成２４年（フ）第１７８号
茨城県那珂市菅谷3863番地　エルディム磯崎203
破産者　後藤　正雄
1　決定年月日　平成24年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第４５７号
神奈川県秦野市渋沢３丁目38番４号
破産者　石田　聖子（旧姓安藤）
1　決定年月日　平成24年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第１５５号
神奈川県秦野市尾尻395番地の７　ニュー新富ハイツ205号
破産者　菅井　　満
1　決定年月日　平成24年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第２１９号
神奈川県小田原市下堀111番地の１　ドミールしんやＣ棟102号
破産者　佐藤　順一
1　決定年月日　平成24年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部